

第1回仙台市文化財保存活用地域計画検討会(R7. 6. 5)での主な意見及び素案①反映箇所

No.	第1回検討会での意見	素案①反映箇所	
1	非常時、平常時を問わずヘリテージマネージャーなどと連携した文化財建造物等の保存活用を進めて行けるような体制の構築を検討願う。	第2章2 P31	(8)として防災・災害対応を追加。ヘリテージマネージャーの用語説明を含む。
2	歴史的背景の内容について、さらに検討が必要。	第2章3 P32～41	歴史的背景の記載を、各時代の全国・東北の概要、仙台市域の概要(文化財の特徴・傾向)に整理。内容は、後半章の記載内容に合わせて今後追加・修正が見込まれる。
3	今の仙台の形成には、近世・近代の影響が大きい。指定されていないものも含めて、伊達文化以外の部分をきちんと拾い上げていく必要がある。		近代の文化財の特徴・概要を追加(戦争に関わる施設等の記述を含む)。
4	指定等文化財についてパッとみてわかりやすく記載してあるとよい。文章をすべて読んで把握する以外に、表3-1にうまくあてはめて表現できるとよい。	第3章1 P43	指定等文化財の例として、表3-1と同様の表中に写真(各区分1枚)を配置したものを追加。
5	伝統的工芸品と指定等文化財の位置づけがわかりにくいので解説があるとよい。	第3章4 P58～64	関連する制度を(1)国際的な制度、(2)国内及び県内の制度、(3)市内の制度に整理し、伝統工芸品は(2)に記載。歴史的町名等活用推進事業は(3)に記載し、画像中の路線名を拡大して隣ページに別途掲載。
6	歴史的町名等活用推進事業の図など、文字が小さくて読みづらいものは、見やすいように調整いただきたい。		

No.	第1回検討会での意見	素案①反映箇所	
7	できる限り未指定文化財のリストを充実していく必要がある。時間がない中で、どのようにリストを充実させていくか、事務局で検討していただきたい。 未指定文化財のリスト化方法を検討する必要がある(計画上のまとまり等を把握したうえで、それに合わせてリスト化するなど)。	検討中	文化財課以外で把握している資料の利用等について調整が必要。 リストへの掲載方式(1点ずつか、一括資料か、所蔵場所ごとかなど)を文化庁へ確認予定。 歴史文化の特徴等を把握した上で、それに合わせたリスト化を検討中。
8	古文書の未指定として石碑類が入っているが、歴史資料の指定資料に石碑がある、政宗の和歌詠草は歴史資料ではなく書跡・典籍ではないのかなど、ジャンル分けを丁寧に考えていったほうがよい。	保留	現時点で把握している未指定石碑類は、宮城の文化財基礎調査(昭和59年)に基づいたため、その際の古文書(古碑)区分のまま記載。 国宝及び重要文化財指定基準では、古文書に金石文が含まれるため、国指定の石碑や板碑(多賀城碑など)は古文書の区分で指定されているものが多いが、市指定の石碑類は歴史資料区分で指定されてきた(国指定では、供養碑や板碑が史跡・考古資料とされる場合もある)。 仙台市の石碑類について、今後も既指定資料に合わせて、歴史資料とするか、既指定資料の区分を変更するか、検討が必要なため現時点では保留。政宗和歌詠草についても、既指定区分を変更するか要検討のため保留。